



正しいごみの分別をしましょう
ごみの減量と資源の有効利用を

清掃工場（環境管理課） ☎ 33・5003

ごみの減量と資源ごみの有効利用のために、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、缶（飲料用、酒類用）、びん（飲料用、酒類用、調味料用）、ペットボトル、古新聞、古雑誌、ダンボール、古着、紙パックをきちんと分別してください。

もえるごみ

● もえるごみは町指定のごみ袋に入れて袋の口をよくしばって出してください。

もえないごみ

● もえないごみは中身の見える透明の袋に入れて出してください。
● スプレー缶やカセットボンベ、使い捨てライターは必ず使い切ってから出してください。

粗大ごみ

● 茶色のビンは資源ごみに分別してビンの収集日に出してください。
● 植木の枝、板きれなどは長さ1m以内、直径・厚さ5cm以内のものを出してください。

資源ごみ

● 缶は異物を取り除き、中を水洗いし、よく乾燥させてから中身の見える透明の袋に入れてください。
● びんは、異物を取り除き、王冠・キャップをはずして中を水洗いし、よく乾燥させてから中身の見える透明の袋に入れてください。
● ペットボトルは、異物を取り除き、キャップやラベルをはずして中を水洗いし、よく乾燥させ、中身の見える透明の袋に入れてください。
● ※リターナブルびん（お酒・しょう油の一升びんやビールびん、牛乳びんなど）は、洗浄してそのまま繰り返し使用できるびんです。販売店や酒屋などで引き取りを依頼してください。
● 古新聞（折り込み広告を含む）、古雑誌、ダンボール、古着、紙パックはひもでしばってください。
● ※紙パックは水で中を洗い、切り開いてよく乾燥させ、古新聞と分けて集積場へ出してください。

特定健診（集団健診）を受けましょう

特定健診は、医療機関で直接受診する個別健診と集団健診の2種類の受診方法があります。まだ受診していない人は受診しましょう。

集団健診の日程

実施日 11月9日(日)、12月7日(日)
場所 町民ホール（町役場西側）
受付時間 午前9時～11時
申込方法 5月末に発送した「特定健診のご案内」に同封の特定健康診査受診確認ハガキで、実施日の一週間前（必着）までに申し込んでください。ハガキがない場合、電話での申込も可能です。

がん検診をセットで受けられます

11月9日(日)は特定健診とがん検診（大腸がん・肺がん）をセットで受けられます。
がん検診の受診には別途料金と申込が必要です。
※定員になり次第受付を終了します。
※胃がん検診は受付を終了しています。

がん検診の間・申込

保健センター ☎ 33-8000

国民健康保険からのお知らせ
医療費を全額支払った場合、申請すると費用の一部が支給されます

住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097

国民健康保険の被保険者が次の理由で医療費を全額自費で支払った場合、申請すると費用の一部が支給されます。

① ギブス・コルセットなどの補装具の装着を行った場合

② 緊急時など、やむを得ずに被保険者証を提示しなかった場合

支給額 療養に要した費用から一部負担金に相当する額を控除した額（療養に要した費用とは保険適用費

用額となります）

（例）3割負担の人：療養に要した費用の7割の額を支給

申請方法 申請に必要なものを持って、住民保険課へお越しください。
申請に必要なもの

①の場合 被保険者証、印鑑、振込先の通帳、領収書、意見書、装具装着証明書

②の場合 被保険者証、印鑑、振込先の通帳、領収書、診療報酬明細書



支給認定の区分

支給認定には次の表のとおり認定区分があります。

認定区分	対象	利用先
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	主に新制度に移行した幼稚園、認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	主に保育園、認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	主に保育園、認定こども園、地域型保育

※2号、3号認定については、保育が必要な時間によってさらに「保育標準時間」と「保育短時間」の認定に区分されます。

新制度利用の流れ

幼稚園などを利用希望の場合

- 1 幼稚園などに直接利用を申し込む。
- 2 幼稚園などを通じて利用のための認定を申請する。
- 3 幼稚園などを通じて町から認定証が交付される。（1号認定）
- 4 幼稚園などと利用契約する。

保育園などを利用希望の場合

- 1 町に認定申請と保育園の利用希望を申請する。
- 2 町から認定証が交付される（2・3号認定）
- 3 申請者の希望、保育園などの状況などから、町が利用を調整。
- 4 利用先の決定後、利用契約する。

一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

新制度では、幼稚園・保育園の利用の手続きなどが変わるほか、新たな認可事業も創設されます。

町では「子ども・子育て会議」を設置し、新制度への円滑な移行のために必要な準備を進めています。

子ども・子育て関連3法とは？
新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼びます。

- 子ども・子育て支援法
- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法

幼稚園と保育所で別々になっていた利用手続きや公費負担の仕組みなどを一本化する。

幼稚園と保育所で別々になっていた認可・指導監督を一本化する。

- 関連法律の整備法
- 児童福祉法などの関連法律を改正

現行制度からの主な変更点

- 幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更
- 市町村を制度の実施主体として位置付け
- 子ども・子育て支援の量・質の充実

幼稚園・保育園などへの入園手続き

幼児教育・保育を受けることを希望する場合は、町に申請をして保育の必要性の認定（支給認定）を受けてください。町は、客観的基準に基づき、認定証を発行します。

※新制度に移行しない私立幼稚園の利用を希望する場合の手続きは、従来どおりです。

※平成27年度の保育園の申込方法は広報11月号でお知らせします。申請書類は11月4日(火)から町役場健康福祉課窓口で配布する予定です。

利用料（保育料）について

保育園の利用料（保育料）は、基本的に現在の仕組みと変わりませんが、従来は所得税から算定していましたが、今後は町民税の額により算定します。

幼稚園についても同様の仕組みが適用されます。

金額は、国が定める基準を上限に市町村が定めることとされており、詳細については検討中です。

幼児期の教育や保育、子育て支援の充実を図るため
子ども・子育て支援新制度が
平成27年4月から始まります

健康福祉課子育て支援係 ☎ 34・2098